

海外留学プログラム誓約書

早稲田大学留学センター所長

私は、早稲田大学海外留学プログラム（以下、留学プログラムという）に出願および参加するにあたり、次の事項を誓約します。なお、誓約事項に反した場合は、早稲田大学海外留学生の資格や、早稲田大学のサポートを受けられないことになっても異議を申し立てません。

1. 留学にかかる経費を渡航前に準備する必要があるので、裏面の応募プログラムを含めて、事前に保証人等の経済的負担者の了解を得たうえで出願すること。留学にかかる所定の費用（本学学費、プログラムフィー等）を定められた期日までに支払うこと。支払の遅延がある場合、留学終了後の単位認定、次学期の科目登録に支障が生じる場合があることを了承すること。
2. 留学プログラム候補者として選抜された後は早稲田大学（以下、本学という）が正当と認める以外辞退できないので、十分理解のうえ出願すること。
3. 留学プログラム候補者として選抜されることは、留学先大学へ候補者として推薦されることであり、留学先大学での受入を保証するものではないことを了承すること。また、留学先大学の事情によっては、受入が許可されない場合もあることを了承すること。
4. 留学先大学が所在する国（地域）の治安・状況によっては、本学が留学プログラムの中止・延期または帰国勧告を決定することがあるので、これらの事態等が生じることを理解し、本学の指示に速やかに応じること。中止・延期または帰国勧告に伴って発生する違約金、追加費用については参加者の負担となり得ることを了承すること。
5. 海外留学の趣旨を十分理解し、留学先大学にて学業に精励すること。参加する留学プログラムの定める講座をすべて履修すること。また、学業成績が留学先大学の基準を下回る場合は途中帰国の措置をとることがあるので、これに従うこと。
6. 留学に必要な諸手続き（留学先大学に提出する各種書類の作成、パスポートおよびビザの取得、本学の所属学部・研究科における留学および復学手続、単位認定手続、留学費用の支払い、保険加入等）は事前に十分確認し、自らの責任において行うこと。
7. 留学に際して、出発から帰国までの本学指定の海外旅行保険への加入ならびに危機管理対処サービスへの登録を行うこと。また、本学指定の海外旅行保険に加入した場合であっても、留学先大学から現地保険に加入することを求められた場合は、双方の保険に加入すること。本学指定の海外旅行保険申込時、危機管理対処サービス、海外用携帯電話レンタルサービスの登録時、現地到着後に届け出た学生本人および保証人の個人情報、ならびに渡航中の事故情報（以下、個人情報という）について、留学センター、所属学部・研究科事務所、株式会社キャンパス保険センター、本学が指定する保険会社、危機管理対処サービス、海外用携帯電話レンタルサービスを提供する会社、旅行会社、航空会社、関係省庁および在外公館が、事故時の対応、学生および保証人との連絡、留学プログラムの運営のために共有、利用することに同意すること。また、留学センターが個人情報を留学先機関にプログラム運営管理目的のため提供することに同意すること。
8. 留学に伴う渡航期間中は、滞在国の法令、留学先大学の学則および本学の諸規則を遵守するとともに、留学先大学の指導教員、担当者等の指示に従い、滞在国の公序良俗にも反することのないよう注意すること。
9. 本学の学生として、本人の自覚と責任において行動すること。また、留学に伴う渡航期間中、災害、暴動、テロ、事故、疾病、犯罪などによる損害について、本学に一切責任を問わないこと。
10. 留学に伴う渡航期間中、自らの故意、過失、法令違反または公序良俗に反する行為によって、留学先大学または第三者に対し損害等を与えた場合は、本学に一切責任を問わないこと。また、自らが留学先大学または第三者に与えた損害等により、本学が損害賠償の責を負った場合は、自らの責任において、本学が被った損害を補填すること。
11. 留学に伴う渡航期間中、または帰国後に留学センターから求められた提出物は、期限までに提出すること。
12. 留学に伴う渡航期間中は、留学プログラムまたは本学で定める居住先がある場合には、その居住先に滞在すること。定める居住先が無い場合は、留学生自身にて居住先を確保しなくてはならない場合があること。
13. プログラム期間の延長は原則として認められないため、留学期間終了後は必ず帰国し、所属学部・研究科にて所定の手続きを経ること。
14. 留学先大学で取得した成績情報、生活面の情報などの個人情報を留学プログラムの運営のためにまたは学生の安全を守るために本学が留学先大学から提供を受けることに同意すること。
15. 渡航のために団体航空券が用意・案内されるプログラムに出願する場合、往復の航空券の仮予約のため、本学がパスポートのコピーと記載の個人情報（氏名、生年月日、性別、パスポート番号・有効期限等）を、航空券を手配する旅行会社および航空会社に必要に応じて提供することに同意すること。
16. 本学は、今回提出いただいた個人情報を利用して、早稲田大学が主催するイベント等の案内や、短期プログラム説明会へ体験者としての出席依頼などの連絡をする場合があることを了承すること。
17. 保証人は、父兄または独立の生計を営む者で確実に保証人としての責務を果たし得る者であり、本誓約書記入時点において早稲田大学に自らの保証人として登録している者と同一であること。また、本誓約書提出後に保証人が変更となった場合は、再度、署名押印を得ること。
18. 危機管理等の理由で、本学が必要と判断した場合、学生の了承を得ずに留学センター、または所属学部・研究科より保証人に情報共有を行うことに同意すること。

年 月 日

学部・研究科

学籍番号

学生氏名

印

保証人は、上記に同意し、学生本人が上記誓約事項を遵守することを保証します。

年 月 日

保証人氏名

印

（保証人直筆のこと。印影は学生とは別個のものを使用してください。）

志望プログラムを記入のうえ、必ず保証人の承諾を得てください。

志望プログラム（第1志望） Study Abroad Program, 1st Choice	プログラムコード / 国・地域 / 大学名 Program Code/Country, Region/University / EX-R(1Y)・EX-R(1S)・EX-L(1Y)・EX-L(1S)・CS-R(1Y)・CS-L(1Y)
志望プログラム（第2志望） Study Abroad Program, 2nd Choice	プログラムコード / 国・地域 / 大学名 Program Code/Country, Region/University / EX-R(1Y)・EX-R(1S)・EX-L(1Y)・EX-L(1S)・CS-R(1Y)・CS-L(1Y)
志望プログラム（第3志望） Study Abroad Program, 3rd Choice	プログラムコード / 国・地域 / 大学名 Program Code/Country, Region/University / EX-R(1Y)・EX-R(1S)・EX-L(1Y)・EX-L(1S)・CS-R(1Y)・CS-L(1Y)
志望プログラム（第4志望） Study Abroad Program, 4th Choice	プログラムコード / 国・地域 / 大学名 Program Code/Country, Region/University / EX-R(1Y)・EX-R(1S)・EX-L(1Y)・EX-L(1S)・CS-R(1Y)・CS-L(1Y)
志望プログラム（第5志望） Study Abroad Program, 5th Choice	プログラムコード / 国・地域 / 大学名 Program Code/Country, Region/University / EX-R(1Y)・EX-R(1S)・EX-L(1Y)・EX-L(1S)・CS-R(1Y)・CS-L(1Y)
志望プログラム（第6志望） Study Abroad Program, 6th Choice	プログラムコード / 国・地域 / 大学名 Program Code/Country, Region/University / EX-R(1Y)・EX-R(1S)・EX-L(1Y)・EX-L(1S)・CS-R(1Y)・CS-L(1Y)
志望プログラム（第7志望） Study Abroad Program, 7th Choice	プログラムコード / 国・地域 / 大学名 Program Code/Country, Region/University / EX-R(1Y)・EX-R(1S)・EX-L(1Y)・EX-L(1S)・CS-R(1Y)・CS-L(1Y)